

「2025年日本国際博覧会 万博 ICT-PF サービス提供業務委託」 に係る企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「本協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下、「本万博」という。）の開催に向け、本万博における来場者の利便性及び関係者の効果的・効率的な運営のために、本協会内外のシステムを連携させる情報共通基盤の万博 ICT-PF を導入する。

この業務については、民間事業者等の知識及びノウハウ等を活用し、利用者がより利用しやすいサービスを提供する必要があることから、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 万博 ICT-PF サービス提供業務委託

(1) 業務の趣旨・目的

本万博は、2,820万人の来場者を想定している。本万博では、これまでの万博における取組みの成果及びノウハウを活かしながら、コンセプトである「-People's Living Lab-未来社会の実験場」の実現に向けて多くのシステムを活用したサービスが立ち上がる。来場者の快適性及び多様なニーズに対応するために、それらシステムの円滑な連携、万博 ID・属性情報の一元管理及び情報提供等を行う必要がある。2025年日本国際博覧会万博 ICT-PF サービス（以下、「本サービス」という。）は、各システム共通で必要となる機能を横断的に構成し、各サービス・システム間連携を円滑にすることで、本協会業務の効率化を図ることを目的とする。

(2) 業務概要

万博 ID 管理機能、顧客管理機能及びサービス連携機能を具備した万博 ICT-PF サービス提供業務とする。詳細は「仕様書」のとおりとする。

※ただし、「仕様書」は事前審査において入札参加資格を満たすと認められる者にも電子メールで配布する。

(3) 委託上限額

24億円（税込）を上限価格とする。

2 スケジュール

2022年7月11日（月）	公募開始・質問受付開始 秘密保持契約書、参加表明書、事業実績申告書、資格者リスト 受付開始
2022年7月19日（火）	事前審査提出書類提出締切
2022年7月25日（月）	質問締切
2022年8月1日（月）まで	質問回答
2022年8月17日（水）	提案書類提出締切
2022年8月下旬頃	選定委員会・プレゼンテーション
2022年9月上旬頃	審査結果の公表

2022年10月上旬

契約締結予定

2025年12月31日(水)

業務終了(業務完了報告書提出)

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下、「共同企業体」という。)であること。また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当((5)、(6)、(7)は共同企業体として有していればよい。)すること。なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- (2) 主たる事務所の所在地の都道府県における直近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (3) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 大阪府及び大阪市並びに経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。
- (5) 次に掲げる①又は②の業務実績条件を満たし、業務実績申告書(様式3)を提出すること。
 - ※①又は②の業務実績については、最大3件の実績を示すこと。
 - ※①又は②の業務実績については、実績件数に応じ評価する。

【業務実績条件】

- ① BIE(博覧会国際事務局)の承認のもと国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会において来場者ID・属性情報又はサービス連携を管理するシステム導入実績があること。
- ② 次のA、Bの条件のいずれかを満たすこと。A、Bいずれの条件も、過去10年以内かつ事業規模20億円以上の実績であること。
 - A) 国内外で開催される大規模国際イベント(※)の来場者ID・属性情報又はサービス連携を管理するシステム導入実績があること。
 - ※以下のイベントを指す。
 - ・オリンピックパラリンピック競技大会(無観客開催を含む。)
 - ・博覧会やモーターショー(イベント期間中のべ10万人以上の来場規模であること。)
 - ・その他上記2例と同等のイベント
 - B) 国内外の国・自治体等で50万人を超える利用者ID、属性情報又はサービス連携を管理するシステム導入実績があること。

- (6) IPA（情報処理推進機構）が認定する下記資格の保持者を配置し資格者リスト（様式4）を提出すること。資格者リストには、資格名、資格取得者名及び資格取得年月を記載すること。
- ・ PM（プロジェクトマネージャ）
※PMI®（Project Management Institute）が認定するPMP®も可とする。
 - ・ NW（ネットワークスペシャリスト）
 - ・ SC（情報処理安全確保支援士）
※CISSPも可とする。
- (7) 本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 又は JIS Q 27001）認証を取得していること。
- (8) 共同企業体に係る事項
- 1 業務形態 構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。
 - 2 代表者要件 代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

4 応募の手続

本事業の提案に参加を希望する者は、次の手順に従って手続を進めること。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

2022年7月11日（月）から2022年8月17日（水）まで

イ 配布方法

本協会ホームページからダウンロードで配布する。（郵送による配布は行わない。）

<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement>

ウ 配布物

- ・ 公募要領
- ・ 秘密保持誓約書（様式1）
- ・ 参加表明書（様式2）
- ・ 事業実績申告書（様式3）
- ・ 資格者リスト（様式4）

(2) 参加表明及び事前審査、仕様書等の開示

本事業の提案に参加を希望する者は、参加資格の有無を判断するための事前審査を受けること。本協会による事前審査の結果、参加資格を満たすと認められる者に限り仕様書等を順次開示する。

※受付期間中は、再審査の申請を認める。

※共同企業体で参加を予定する場合、秘密保持誓約書（様式1）は、構成員ごとに提出すること。

※各事前審査提出書類においては、構成員の数に応じて、適宜記載枠を追加すること。

ア 受付期間

2022年7月11日（月）から2022年7月19日（火）正午まで

イ 事前審査提出書類

- ・ 秘密保持誓約書（様式1：PDF形式）
- ・ 参加表明書（様式2：PDF形式）
- ・ 事業実績申告書（様式3：PDF形式）
- ・ 資格者リスト（様式4：PDF形式）

ウ 提出方法

電子メールにより、本協会 ICT 部メールアドレス（ict-pf-proposal@expo2025.or.jp）に、上記事前審査提出書類ファイルを送信すること。

エ 審査結果

上記提出物受領後1週間以内に、本協会から上記電子メールにて、事前審査の結果を通知する。

オ 参加資格を満たすと認められる者への開示物

- ・ 仕様書一式（仕様書1～4、仕様書別紙1～5）
- ・ 企画提案書作成要領（別添1）
- ・ 積算内訳表作成要領（別添2）
- ・ 要件回答書（様式5）
- ・ セキュリティ要件一覧回答表（様式6）
- ・ 応募金額提案書（様式7）
- ・ 積算内訳表（様式8）
- ・ 共同企業体届出書（様式9）
- ・ 共同企業体協定書（様式10）
- ・ 誓約書（様式11）
- ・ 使用印鑑届（様式12）
- ・ 質問表（様式13）

(3) 提案書類の提出

事前審査を通過した者は、公募に必要な書類を受付期間内に提出すること。

ア 受付期間

2022年7月11日（月）から2022年8月17日（水）午後5時まで

イ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 ICT局 ICT部（担当：田中）

住 所：大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

ウ 提出方法

以下提案時に必要な書類（紙、電子媒体に収納したファイル）は、特定記録等の配送状況を追跡できるものの郵送により提出すること（持参による提出は不可とする。）。また、必ず受付期間中に、電子メールにより、本協会 ICT 部メールアドレス（ict-pf-proposal@expo2025.or.jp）に、提案時に必要な書類のデータを送信すること。

※メール送信量が10MBを超える場合は添付ファイルを分割して送信すること。

エ 費用の負担

提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

オ 提出物

以下提案時に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については、企業名及び社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

【提案時に必要な書類】

PDF形式での提出は、原本及び副本の両方とする。

- ・ 提案書
 - ・ 企画提案書（※作成にあたっては、「企画提案書作成要領（別添1）」を参照すること。）
 - ・ 事業実績申告書（様式3：原本1部、副本10部：PDF形式）（※事前審査時から修正しないこと。）
 - ・ 資格者リスト（様式4：原本1部、副本10部：PDF形式）（※事前審査時から修正しないこと。）
 - ・ 要件回答書（様式5：原本1部、副本10部：PDF形式及びExcel形式）
 - ・ セキュリティ要件一覧回答表（様式6：原本1部、副本10部：PDF形式及びExcel形式）
 - ・ 応募金額提案書（様式7：原本1部、副本10部：PDF形式）
 - ・ 積算内訳表（様式8：原本1部、副本10部：PDF形式及びExcel形式）（作成にあたっては「積算内訳表作成要領（別添2）」を参照すること。）
- ・ 共同企業体で参加の場合
 - ・ 共同企業体届出書（様式9：原本1部：PDF形式）
 - ・ 共同企業体協定書（写し）（様式10：1部：PDF形式）
- ・ 誓約書（様式11：原本1部：PDF形式）
- ・ 秘密保持誓約書（様式1：原本1部：PDF形式）（※事前審査時から修正しないこと。）
- ・ 参加表明書（様式2：原本1部：PDF形式）（※事前審査時から修正しないこと。）

(4) 提案書類の返却

提案書類は理由の如何を問わず、返却しない。なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(5) 提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(6) その他

ア 1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

イ 書類の提出に際しては、原本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。提案書類は原本、副本ともに電子媒体（CD-R等）に格納したファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 万博 ICT-PF サービス提供業務委託」提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（本協会が補正等を求める場合を除く。）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から 2022 年 7 月 25 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：ict-pf-proposal@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025年日本国際博覧会 万博 ICT-PF サービス提供業務委託」と明記し、質問内容を「質問表」（様式 13）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話又は FAX による問い合わせは不可とする。

※質問への回答は、メール送信により行う。

7 審査の方法

(1) 審査方法

(2) の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行う。提案書における技術点及び価格点の合計得点により審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。審査は、書類審査にて行う。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定する。

① 技術点の評価

選定委員会委員が「評価基準表（別表 1）」に基づき採点する。委員全員の採点を合計し、平均点を技術点とする。

② 価格点の評価

審査基準にある評価計算を行い価格点とする。なお、機能（必須・任意）、非機能等全て含めた合計金額を評価の対象とする。その合計金額が委託上限金額を超えた場合は失格とする。

③ 評価点の考え方について

(i) 企画提案書のページ数について

企画提案書の総ページ数が 100 ページを超えた場合は、「①技術点の評価」から 100 点を減点する。なお、100 ページには表紙と目次は含まずそれ以外はページ数とする。

(ii) 技術点について

ア 300 点未満の場合には失格とする。また、評価基準表（別表 1）において 1 項目でも 0 点がある場合にも失格とする（ただし、審査項目に「任意」とある項目については 0 点でも失格とはしない）。

イ 審査は、書類審査にて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設け、プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。なお、プレゼンテーションはリモート開催を予定している。

ウ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
技術点	「評価基準表」(別表1)のとおり	600点
価格点	価格点満点×(1-提案価格/上限価格)	400点
合計		1,000点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を本協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 万博 ICT-PF サービス提供業務委託の企画提案公募について】において公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)
- ①最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - ②全提案事業者の名称
 - ③全提案事業者の評価点※応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。
 - ④最優秀提案事業者の選定理由
 - ⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、今後の入札参加停止等の措置を講ずることとする。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(5) 契約交渉時の資格審査必要書類の提出

契約候補者は、選定委員会による審査後、以下資格審査に必要な書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

- ・ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)
- ・ ①法人登記簿謄本(1部)
※法人の場合に提出すること。
※発行日から3か月以内のもの

- ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（１部）
 - ※個人の場合に提出すること。
 - ※発行日から３か月以内のもの
 - ※準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（１部）
 - ※個人の場合に提出すること。
 - ※発行日から３か月以内のもの
 - ※「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ・ 納税証明書（各１部）（未納がないことの証明：発行日から３か月以内のもの）
 - ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ・ 財務諸表の写し（各１部：直近１か年のもの、半期決算の場合は２期分）
 - ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- ・ 使用印鑑届（様式 12：原本 1 部）
 - ※共同事業体の場合に提出すること。

8 契約手続について

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と本協会との間で協議を行い、契約を締結する。
 なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CESTRUST-Light サービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に本協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについて、導入費用については、成果物の引渡し完了次第、本協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、本サービス提供事業者に契約書で定める金額を支払うこととする。
 なお、検査の単位は別途協議して定めることとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第 11 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、本協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、本協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。(現金に代えて納付される証券を含む。)
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア 契約の相手方が保険会社との間に本協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去2年の間に本協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 その他

応募提案にあたっては、本公募要領、企画提案書作成要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)及び刑法(明治40年法律第45号)等を遵守すること。